会社名 愛電交通株式会社

住所 名古屋市昭和区鶴舞二丁目7番9号

Tel 052-881-9493 Fax 052-871-5990

令和5年2月10日

関係者各位

名古屋交通圏のハイヤー運賃改定申請について

弊社は、令和5年2月10日、中部運輸局長に対し一般乗用旅客自動車運送事業 (ハイヤー)の運賃及び料金の改定申請書を愛知運輸支局を通じて提出いたしました のでお知らせいたします。

運賃の改定申請に至った理由として、新型コロナウイルス感染症による需要の低迷、乗務員不足による運送収入の減少、人件費及び燃料費の高騰、社会保険料の負担増大などが挙げられます。お客さまの高級志向に対応した車両の快適性向上とグレードアップ化並びに安全・安心に向けた設備投資や乗務員教育コストの負担も増大しており、また人手不足の環境下での乗務員確保には、他産業との賃金格差縮小による待遇改善が急務となっております。弊社として企業努力を重ねてまいりましたが、更なる顧客サービスの向上と安全安心の確保のため、今回の運賃改正申請に至りました。

運賃改定申請の内容は下記の通りです。

1. 申請者

会社名 愛電交通株式会社 住 所 名古屋市昭和区鶴舞二丁目7番9号

- 2. 運賃変更申請の概要
 - ◆申請改定率 26.32%

※詳細は別紙参照

<本件に関するお問い合わせ> 名鉄タクシーホールディングス株式会社 総務部 寺田 までお願いします。 TEL:052-331-0111 FAX:052-331-0321

<別紙>

	項		目	現 行	申請
運	距離制	初	大型 車	最初の3.0キロメートルまで 1,710円	最初の3.0キロメートルまで 2,160 円
		乗	中型車	最初の3.0キロメートルまで	最初の3.0キロメートルまで
				1, 570円	1,980 円
	運	加	大 型 車	262メートルまでごとに 120円	208 メートルまでごとに 120 円
	賃	算	中型 車	310メートルまでごとに 120円	246 メートルまでごとに 120 円
	時間距離併用運賃	大型 車		時速10キロメートル以下の運行時間	時速10キロメートル以下の運行時間
				について	について
				1分35秒までごとに 120円	1分 15 秒までごとに 120 円
		中型車		時速10キロメートル以下の運行時間	時速10キロメートル以下の運行時間
				について	について
				1分55秒までごとに 120円	1分 30 秒までごとに 120 円
賃	時間制運賃	初	大 型 車	最初の30分又は走行7.5キロメートル まで 4,220円	最初の30分又は走行7.5キロメートル まで 5,330円
		乗	中型車	最初の30分又は走行7.5キロメートル	最初の30分又は走行7.5キロメートル まで 4,460円
				まで 3,540円 30分又は走行7.5キロメートルまでごと	30分又は走行7.5キロメートルまで
		加	大型車	に 4,000円	ごとに 5,050円
		算	中型車	30分又は走行7.5キロメートルまでごと に 3,390円	30分又は走行7.5キロメートルまで ごとに 4,270円
	日	大型 車		8時間又は走行90キロメートルまで 61,000円	8時間又は走行90キロメートルまで 77,050 円
	貸運賃	中型 車		8時間又は走行90キロメートルまで 51,670円	8時間又は走行90キロメートルまで 65,160 円
	割	深夜•早朝割増		22時~翌朝5時まで 2割増	変更なし
	増			排気量が4000cc以上又は乗車定員7人 以上の大型車 大型車運賃の1割増	変更なし
	割	長距離割引		1回の運送が90キロメートルを超えた場	
	引			合 1割引	変更なし
料	待	J	型 車	1分35秒までごとに 120円	1分 15 秒までごとに 120 円
金	料 金	þ	中型 車	1分55秒までごとに 120円	1分 30 秒までごとに 120 円

事業会社名 愛電交通株式会社